

福岡県中小企業振興資金融資制度の一部改正について

令和 7 年 5 月 1 日に福岡県中小企業振興資金融資制度が以下のとおり改正されます。

ご不明な点がございましたら保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

緊急経済対策資金（米国関税対策特別融資）の創設

米国の関税措置による影響で経営の安定に支障が生じているものであって、次に該当するもの。

資 金 名	緊急経済対策資金（米国関税対策特別融資）
融 資 対 象	米国の関税措置による影響で経営の安定に支障が生じているものであって、次の①又は②に該当することについて商工会議所又は商工会の認定を受けたもの ①直近 3 ヶ月の売上高等が前年同期と比較して 5%以上減少していること ②最近 1 ヶ月の売上高等とその後 2 ヶ月の見込み売上高等が、前年同期と比較して 5%以上減少していること
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	3,000 万円 緊急経済対策資金の他の要件とは別枠
保 証 人	必要に応じ、代表者以外の連帯保証人は不要
担 保	必要に応じ
返 済 期 間	10 年以内（据置 2 年以内）
融 資 利 率	1.30%
信 用 保 証 料	0.45% ～ 1.62%

2. 取扱開始日

令和 7 年 5 月 1 日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以 上